

令和 7 年度事業報告書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

認定特定非営利活動法人
スチューデント・サポート・フェイス

1 事業の成果

令和 7 年度は、過去最高の実績を収めた前年度の事業計画を基盤とし、その成果と知見を発展的に継承する形で事業運営を行った。過去 23 年間で 95 万件超の相談活動で培った専門性や、多職種・多機関連携を前提とした県内でも他に類を見ない組織体制、重層的な支援ネットワーク等、アウトリーチ（訪問支援）のパイオニアとしての S.S.F.の強みを最大限に生かしつつ、子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法、教育機会確保法、若者雇用促進法、生活困窮者自立支援法、孤独・孤立対策推進法、女性支援新法に係る領域を中心に、全国トップクラスかつ過去最多を更新する 9 万 2 千件超の相談活動を展開することができた。

従来からの不登校やひきこもり、ニート等に関する相談はもとより、コロナ禍以降急増した貧困、虐待、DV、自殺に関する相談に加え、依存症や薬物問題、詐欺被害、闇バイトや違法労働、性被害や反社会的勢力による搾取等、子ども・若者の尊厳や生命・安全に関わる相談案件が例年以上に多く寄せられた。コロナ禍以降、こどもシェルター（子ども支援の輪）等関係機関の協力を得ながら継続している 24 時間 365 日体制でのアウトリーチ等の相談対応により、過去最多となる子ども・若者の命と尊厳を守ることができた。

子ども・若者育成支援推進法に基づく県内唯一の「指定支援機関（法第 22 条）」である S.S.F.がハブ機能を果たすことで実現している統合型支援拠点における包括的就労支援へのニーズは、年々高まっている。「訪問支援による社会的自立サポート事業（県学校教育課）」、「佐賀県子ども・若者総合相談センター（県こども未来課）」、「ヤングケアラー専門相談ダイヤル（県こども家庭課）」、「佐賀県ひきこもり地域支援センター（県障害福祉課）」、「地域若者サポートステーション事業（厚生労働省・佐賀労働局）」、「佐賀市生活自立支援センター（佐賀市）」等、受託・運営する各総合相談窓口の総計では、延べ相談件数、新規相談者実数、状態改善者数、就職等の進路決定者数のいずれも過去最多を更新し、当該分野において全国でも最も多く相談対応を行い、顕著な成果を上げる相談施設の一つとなっている。

平成 15 年の設立以来、全国初または県内初の協働事業を次々と実現してきた S.S.F.のパイオニアとしての活動も、さらに発展を遂げた。プロポーザルを経て新規受託となった「統合型就労支援モデル事業（厚生労働省）」では、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業所における就労支援、就労準備支援事業、認定就労訓練事業等を一体的に実施し、平成 18 年度より開拓・運営している県内 320 カ所以上の協力事業主「職親」と、認定を受けた無料職業紹介事業を組み合わせ、西日本ブロック初の取組を展開した。

また、「佐賀県ひきこもり地域支援センター」における新たな就労支援事業も、多機関協働によるシナジー効果も相まって、成果を上げた。さらに、「こども宅食応援団」や「児童家庭センター絆」、「佐賀市こども家庭センター」との連携により実施した県内初のアウトリーチ事業においては、従来の相談窓口につながりにくい子ども・若者の受け皿として機能したほか、特定妊婦への継続支援、DV 被害者支援、DV 加害者の更生にも寄与した。

「0-100 地域の輪」や「あおぞら胃腸科」等の支援により開設していた唐津支部にも大きな進展があった。厚生労働省、佐賀労働局、佐賀県こども未来課、唐津市等の尽力により、県内 3 カ所目となる「からつ若者サポートステーション」が開設された。当該施設には、佐賀県子ども・若者総合相談センターや佐賀県ひきこもり地域支援センター等連携協力が求められる関連事業のサテライトに加え、S.S.F.唐津支部を移転することによって、県北部の支援体制が強化された。

普及啓発活動としては、例年通り、取材や執筆、講師派遣や視察受入要請に積極的に応じた。S.S.F.が有する子ども・若者支援、生活困窮者自立支援、アウトリーチや就労支援に関する専門性に対するニーズは高く、講演・研修は、講師派遣を中心に全国 372 カ所 42,009 名に対して実施した他、視察・取材受入に関しては、全国 96 カ所 218 名の受入を行い、総計では過去最多を更新した。また、受託・運営する「地域若者サポートステーション事業」の事業スキームに大きな影響を与えた平成 25 年の行政改革推進会議「秋のレビュー」以降の累積では、全国 4,838 カ所となっており、S.S.F.の活動の社会的信頼の証左と言える。

メディアとの連携という点では、全国放送に関しては、NHK『プロフェッショナル仕事の流儀 子ども・若者訪問支援』が契約延長となり、令和 7 年度も引き続き、NHK オンデマンド等で公開された他、地域でも地元ケーブルテレビ等においても、からつ若者サポートステーション開設式やその他複数の研修会が情報番組で取り上げられた。『ヤングケアラー支援の法施行から 1 年 佐賀の認定 NPO 代表理事に聞く（西日本新聞）』、『孤立防止へ重ねる対話 子育て家庭に物品提供 佐賀市の「こども宅食赤ちゃん便」（佐賀新聞）』、『孤独・孤立対策、官民連携でプラットフォーム発足（佐賀新聞）』等新聞各紙に加え、『どんな境遇の当事者も見捨てない組織を作る（SHIPS!）』等雑誌にも活動の状況やインタビュー等が報じられ、多くの県民、当事者の元に情報を届けることが出来た。

S.S.F.代表理事が参考人招致を受けた参議院「国民生活・経済及び地方に関する調査会（「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活における希望の実現（誰も取り残さないための支援）について）」に関しては、令和 7 年 6 月 4 日に報告書がまとめられ公表された他、国会中継に関しては現在も参議院ホームページや YouTube 等で閲覧が可能となっている。また、佐賀県及び佐賀市、佐賀労働局、唐津市、武雄市等においては、例年通り、各種公的委員としての発言の機会を得た他、唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会においては、S.S.F.代表理事が会長を務めることとなるなど、S.S.F.の活躍のフィールドはますます広がりを見せている。

社会的取組の推進という観点からは、平成 15 年の設立以来、アウトリーチを基軸に愚直に実践してきた孤独・孤立対策に係る相談活動に関して、126 団体が加盟する形で「佐賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（共同事務局：県社会福祉課・県社会福祉協議会・佐賀未来創造基金）」が創設され、S.S.F.代表理事が世話人の一人として運営に参画することとなった。当該プラットフォームの創設に当たっては、令和 6 年 4 月の「孤独・孤立対策推進法」の施行をにらみ、3 月に内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与村木厚子氏らを招いたシンポジウム

で創設に向けた行動宣言を行った他、前年 5 月には内閣府孤独・孤立対策推進参与大西連氏らを招いて佐賀県孤独・孤立に係る研修会を実施、国際交流協会等と共に「佐賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」民間有志によるあり方検討会を立ち上げるなど積極的な活動を展開してきた経緯がある。また、S.S.F.が呼びかけ前年度に締結した「困難を抱える子ども・若者の包括的支援に関する連携協定書」6 者協定（グリーンコープ、日本カーシェアリング協会、D×P、佐賀子ども支援の輪、アラーリンク）に基づき、貧困や虐待、DV 等の紺案を抱える子ども・若者を対象に、一時保護、心理支援、居場所づくり、居住支援、食糧支援、家計改善支援、学習支援、就労支援等、社会との適切なつながりの回復から自己実現、社会参加、職業的自立に至るまでの包括的な支援を展開すると共に、相互理解を推進するため、各種会議、研修会、全国研修等を実施し連携を強化した。

全国規模の活動においては、例年通り、「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」や「全国若者支援ネットワーク機構」、「日本アウトリーチ協会」、「若者共同実践全国フォーラム」、「コミュニティ・メンタルヘルス・アウトリーチ協会」等に役員派遣を行った他、若者支援に係る 30 以上の全国組織（中間支援組織）等の直接的・間接的協力を得て、「若者支援全国ネットワーク協議会（愛称：わしネット）」の設立に貢献した。厚生労働省元事務次官村木氏、ユニバーサル志縁ネットワーク池田氏と共に S.S.F.代表理事の 3 名が代表呼びかけ人となり、全国の有志と共に準備を進めていたもので、法律や制度、分野や課題毎に活動している全国組織（中間支援）が協働することで、連合体に近い議論の場を創設、民間版若者白書の出版、政策提言・シンクタンク機能、構成機関の活動を支援する基金の造成等を行い、若者支援に係る社会問題の解決に向けた大同団結を目指すこととなった。以上、S.S.F.は令和 7 年度も全国トップクラス、過去最高となる相談実績を収めた他、社会的取組の推進という点においても顕著な実績を上げることができた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の支出額 (単位：千円)
(1) アウトリーチ（訪問支援）事業	教育、医療、福祉その他関連分野の専門的人材を家庭や学校、企業、支援施設等に派遣あるいは配置することで、カウンセリングや助言、指導、環境調整等必要な支援を行い、子ども・若者の社会参加、社会的自立に向けた多面的かつ総合的な支援を実施する。	(A) 通年 (B) 県内全域及び全国各地 (C) 90 名 ※ ボランテ ィア・有償ボランティアについては、上記に含まない。	(D) 子ども・若者及び家族、その他関係者 (E) 1,811,316 人	145,864

(2) コネクションズ事業	困難を抱える子ども・若者が心理的な不安や混乱を解消し、人や仕事、学校や社会との適切なつながりを構築・維持できるよう、ボランティア活動や体験型のプログラムを用いた適応支援や認知行動療法等を実施する療育型の居場所コネクションズ・スペースの運営等を行う。	(A) 通年 (B) 佐賀県全域及び全国各地 (C) 61 名	(1) に含む	4,852
(3) 教育支援事業	複数分野の専門職によるチーム対応で実行される家庭教師方式の訪問活動や学校その他関係機関における教育補助活動を通じて、保護者や教職員等の教育活動を補完し、子ども・若者の育成を支援する。	(A) 通年 (B) 佐賀県全域及び全国各地 (C) 84 名	(1) に含む	25,550
(4) キャリア形成支援事業	子ども・若者の社会参加、職業的自立を支援するため、修学時のキャリア教育からキャリア・コンサルティング、認知行動療法と職親制度を活用した就労支援、職場復帰プログラムの実施等、アウトリーチノウハウと専門機関とのネットワークを活かしたキャリア形成支援に取り組む。	(A) 通年 (B) 県内全域及び全国各地 (C) 65 名	(1) に含む	47,213
(5) メンタルヘルス事業	学校や職場等集団・社会活動におけるメンタルヘルス上の問題の解消に向け、子ども・若者のカウンセリングから教職員や雇用管理者等への助言・指導、復帰プログラムの策定や環境調整などを行う。	(A) 通年 (B) 県内各地及び全国各地 (C) 61 名	(1) に含む	24,666

(6) 支援ネットワーク事業	子ども・若者への支援をより効果的に展開するための連携協力体制の構築と公的支援の不備を補うための補完事業の創出等を実現するため、関係機関との重層的なネットワークを構築する。	(A) 通期 (B) 佐賀県全域及び全国各地 (C) 65 名	(1) に含む	25,515
(7) シンクタンク事業	子ども・若者の育成支援に係る各種研究調査を行い、関係機関への助言・提言等を実施する他、研修・講演等を通じて蓄積された専門的ノウハウの普及啓発に取組み、社会的取組の推進に寄与する。	(A) 通年 (B) 県内全域及び全国各地 (C) 60 名	(1) に含む	4,239
(8) 無料職業紹介事業	生活困窮者自立支援法に係る自立相談者支援事業及び関連事業において職業紹介を行う。	(A) 通年 (B) 県内全域及び全国各地 (C) 16 名	(1) に含む	146
(9) その他上記事業に付帯する諸事業	上記事業を効果的に実施するため、関連する諸事業や社会的に必要とされる協働事業等を適時企画し実施する。	(A) 通年 (B) 県内全域及び全国各地 (C) 3 名	(1) に含む	0
(10) 事業費にかかる管理費				6,138